

社会学研究科 博士課程（後期課程）入学試験要項

1. 募集する課程・専攻および募集人数

課 程	専 攻	募集人数
博士課程(後期課程)	社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育文化学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻	各専攻 若干名

- ※ 標準修業年限は3年です。
- ※ 社会学研究科では、2010年4月入学者より長期履修学生制度を適用しています。長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限である3年間では大学院の教育課程の履修が困難な場合に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了する制度です。申請方法等の詳細は P.53 参照してください。
- ※ 外国人留学生の方は、別冊の「2025年度大学院外国人留学生入学試験要項」を確認して下さい。
外国人留学生入学試験以外で合格された場合、「在留資格認定証明書」の代理申請は行いません。

2. 出願資格

- (1) 修士の学位または専門職学位を得た者、および2025年3月修士の学位または専門職学位を得る見込みの者。
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者、および2025年3月末日までに修士の学位に相当する学位を得る見込みの者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を得た者、および2025年3月末日までに修士の学位に相当する学位を得る見込みの者。
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を得た者、および2025年3月末日までに学位を得る見込みの者。
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および2025年3月末日までに学位を得る見込みの者。
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、および2025年3月末日までに認められる見込みの者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。
- (8) 本大学院において、個別の出願資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2025年3月末日までに満24歳に達するもの。

なお、教育文化学専攻については以下①～③の条件のいずれかを満たし、かつ満25歳（入学年度の4月1日時点）に達した者。

① TOEFL® テストまたは TOEIC® LISTENING AND READING テストにおいて次の語学力を有する者。

(イ) TOEFL iBT® テストのスコアが80点以上の者

※ Test Date スコアのみを出願スコアとして活用します。（MyBest™ スコアおよび Home Edition で取得したスコアは活用しません。）

(ロ) TOEIC® LISTENING AND READING テストのスコアが730点以上の者

② 3年以上教員または教育関連の専門職の経験を有する者。

③ その他教育関係の領域で優れた研究業績を有する者。

※ 外国人留学生は日本国内居住者のみ出願可能です（出願日から入学まで、日本に引き続き滞在し、改めて在留資格認定証明書の申請が不要であること）。

※ 入学試験に合格した者で、2025年3月末日までに「出願資格の要件を満たさなかったものは入学を許可しません。」

※ 上記(7)、(8)による出願希望者は、事前の認定審査が必要です。出願に先立ち、11月11日（月）～11月22日（金）の期間に「入学試験出願資格認定審査調書」（本学所定用紙 * ホームページからダウンロード）を提出してください。追って審査結果をお知らせします。

提出は郵送に限ります（締切日消印有効）。

必ず簡易書留速達郵便とし、「社会学研究科 博士課程（後期課程）入学試験出願資格認定審査調書在中」と明記してください。普通郵便のものは責任を負いません。

郵送宛先 〒602-8580 社会学研究科事務室

3. 試験会場

同志社大学今出川校地新町キャンパス（京都市上京区新町通今出川上ル）で実施し、教室は受験票送付時に指示します。

4. 出願受付

出願は郵送に限ります（窓口では一切受け付けません）。

受付期間 2024年12月24日（火）～ 2025年1月9日（木）（締切日消印有効）

郵便宛先 〒602-8580 社会学研究科事務室

郵送方法

必ず簡易書留速達郵便とし、本学所定の「宛名ラベル」を使用してください（宛名ラベルは、本学ホームページから出願用所定用紙とともにダウンロードいただけます）。普通郵便のものは責任を負いません。

5. 試験日時・科目

専攻	試験日	9:30	～	10:30	11:00	～	12:30	13:30	～
社会福祉学	2月15日(土)			英語			専門に関する論文		□頭試問
		9:30	～	10:30	11:00	～	12:30	13:30	～
メディア学	2月15日(土)			英語			専門に関する論文		□頭試問
		9:30	～	10:30	11:00	～	12:30	13:30	～
教育文化学	2月15日(土)			英語			専門に関する論文		□頭試問
		9:30	～	10:30	11:00	～	12:30	13:30	～
社会学	2月15日(土)			英語			専門に関する論文		□頭試問
		9:30	～	10:30	11:00	～	12:30	13:30	～
産業関係学	2月15日(土)			英語			専門に関する論文		□頭試問

6. 出願書類

入学志願票 （本学所定用紙）	<p>「志願票記入上の注意」にしたがって記入してください。</p> <p>入学検定料納入後の入学志願票は次のように処理してください。</p> <p>(1) 金融機関から納入する場合（ゆうちょ銀行および ATM は不可）</p> <p>大学院志願票① ———— 本学へ提出 写真票② ———— 本学へ提出 受験票⑤ ———— (写真票②に取扱金融機関収納印のないものは出願を受理しません)</p> <p>振込依頼書③…………… 入学検定料を納入した金融機関が保管します。</p> <p>入学検定料領収証④… 取扱金融機関収納印を確かめ、大切に保管してください。</p> <p>(2) コンビニエンスストアから納入する場合</p> <p>大学院志願票① ———— 本学へ提出 写真票② ———— 本学へ提出 受験票⑤ ———— (写真票②にコンビニエンスストア入学検定料収納証明書が貼付されていないものは出願を受理しません)</p> <p>※コンビニエンスストアを利用する場合は、振込依頼書③および入学検定料領収証④を使用しません。</p>
-------------------	--

社会学
研究科

成績証明書	出身大学長証明のもの(博士課程(前期課程)または修士課程で修得した全科目の成績および単位数を記入のもの)。 ※出願資格(3)に該当する者は不要
修士論文・研究計画概要等	社会福祉学専攻 (1) 修士論文(それに準ずる論文)とその梗概(またはそれらの写し) (2) 研究計画概要(A4判横書4,000字以内、ワープロを使用すること) ※希望する指導教授名を記載すること。 (3) 履歴書(本学所定用紙* ホームページからダウンロード) メディア学専攻 (1) 修士論文(それに準ずる論文)またはその写し (2) 研究計画概要(A4判横書4,000字以内、ワープロを使用すること) 教育文化学専攻 (1) 修士論文(それに準ずる論文)およびその梗概(2,000字程度) (2) 研究計画概要(A4判横書4,000字程度) 社会学専攻 (1) 修士論文(それに準ずる論文)またはその写し (2) 研究計画概要(A4判横書4,000字以内、ワープロを使用すること) (3) 履歴書(本学所定用紙* ホームページからダウンロード) 産業関係学専攻 (1) 修士論文(それに準ずる論文)またはその写し (2) 研究計画概要(A4判横書4,000字以内、ワープロを使用すること)
修士学位取得(見込)証明書	出身大学長証明のもの。
写真 1 枚	出願前3か月以内に撮影した正面半身脱帽、背景無地のカラー写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm:自動車運転免許証用と同サイズ)を写真票②の貼付欄に貼付してください(裏面に必ず氏名と生年月日を記入してください)。 なお、入学が許可された場合には、学生証用写真や教務情報等に使用します。
宛名シール 2 枚(4片) (本学所定用紙)	受験案内や選考結果を通知するために使用しますので、志願票記載の本人現住所を記入してください。

※ 上記の書類をとりそろえ、社会学研究科事務室へ提出(郵送)してください。

後日、受験票を郵送いたします。

※ **いったん受け付けた書類は一切返還しません。**

(修士論文、梗概の返却を希望する者は出願用封筒に返却を依頼する文書を同封してください)。

※ 出願受付後は志望研究科および専攻の変更はできません。

7. 合格者発表

2025年3月3日(月)

受験者には可否通知を本人現住所宛に速達で郵送します。

合格者発表に関する電話等の問い合わせには一切応じません。

8. その他

長期履修学生制度

社会学研究科での履修において、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望される方は、所定の申請手続きがありますので、2024年11月22日（金）までに、社会学研究科事務室までお問い合わせください。

(1) 対象者

- ① 職業を有している方
- ② 育児、長期介護等の事情により、標準修業年限で修了することが困難な方
- ③ その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると社会学研究科長が認めた方

(2) 長期履修期間

長期履修の期間は、1年を単位として、4年以上6年まで認める。

(3) 長期履修学生の学費

- ① 授業料 標準修業年限までの合計額を長期履修許可年限で除した額
- ② 教育充実費 標準修業年限の間は、所定の額
標準修業年限を超えた学期以降は、半額

詳細は P.128 を参照してください。

「入学検定料および納入方法」、「障がい等のある受験生の受験に際しての要望について」、「入学手続」は P.124 を参照してください。